

真実を伝える
組合機関紙

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部
東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

またパワハラ賃下げ発表 — 裁判係争中に暴挙 —

パワハラ賃下げ裁判を係争中にもかかわらず、会社は2019年8月14日にまたもパワハラ賃下げを発表しました(発表骨子は右下表参照)。該当者にはすでに8月19日の週から個別に通知されているはずですが、この賃下げは違法

変更は合理的な変更ではなく、労働契約法10条違反です。また、この規定は賃下げ期間も定められておらず、定年まで賃下げ状態が続きます。しかも、毎年でもさらなる賃下げが可能な仕組みで、会社の権利濫用となります。係争中の裁判でも同じ部分が問題点

個人の業績が期待に届かなかったと評価され、その業績の改善が認められなかった社員(ライン専門職、Executive含む)に対しては、Reference Salary を、給与レンジ上の位置に応じて以下の通り減額調整します。

給与レンジ上の位置	減額調整率	
下位	3%	・バンド10以下の社員は減額調整額の100%を賞与・定期俸基準額から減額するものとし、2019年12月度賞与・定期俸から反映します。Executiveについては、ベースおよびターゲット・インセンティブから均等な割合で減額します。 ・対象社員へは所属長より9月1日までに通知書を交付します
中位	7%	
上位	10%	

AIツール使用は問題
今回から「給与調整の判断をサポートする」としてユグニティブ・エンジンのワトソンを使った

箱崎本社前賃上げ要求宣伝 JMITU定期大会 — 組合の取り組みを紹介 —



賃上げ要求宣伝
うだるような暑さにもかかわらず、たくさんのJMITUの仲間が支援に駆けつけてくれ、社員に届けとばかりに熱いメッセージを送っていただきました。この日の宣伝は9月1日の給与調整に向けての賃上げを要求するものです。社会情勢を見

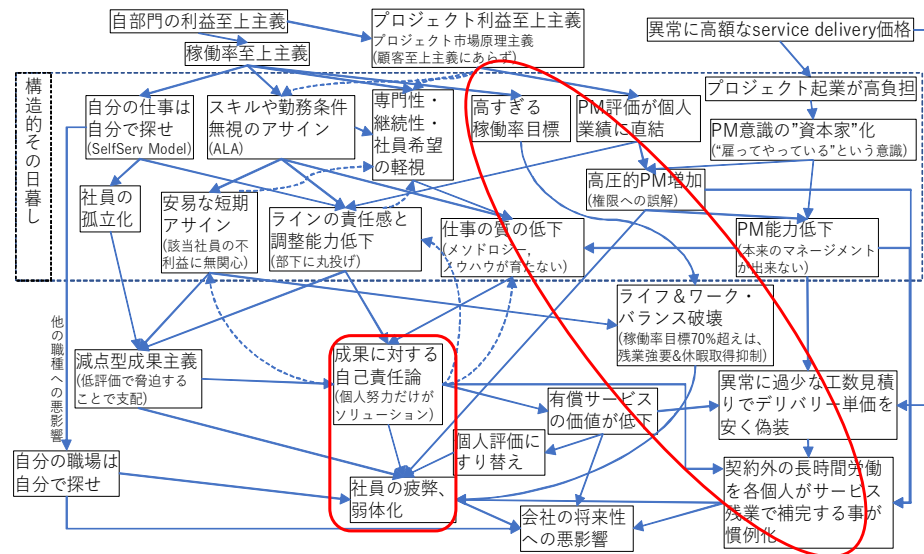
ても、賃上げゼロであれば、事実上の賃下げです。会社は社員の悲痛な叫びを親身になって聞き、真面目に働いている社員に対して一刻も早くパワハラやめ、賃上げするべきです。全ての働く仲間が関心を持ち、JMITUが特別な位置付けで態勢を作っています。

JMITU定期大会
JMITUは第8回定期大会を開催し、次年度運動方針を採択。要求実現と組織の拡大強化、憲法9条改憲の阻止と産業別統一闘争で、安心して働き続けられる職場と社会をめざす取り組みの前進を誓いました。



生計費原則に立った要求づくりを進め、統一ストライキや産別団交など、産業別統一闘争により、ほぼ前年並みの回答水準を維持させることができました。継続雇用者の処遇引き上げ要求では、秋闘に続いて春闘のなかでも顕著な成果があったこと。組織建設では、新結成や新加入が続き、拡大や前進が報告されました。

朝ドラ「おん」の再放送が話題である。ドラマ史上最高の62.9%の視聴率を記録した昭和の名作である。明治の末、貧しい小作農に生まれた女性が、大正・昭和の激動の時代を生き抜いていく物語である。最初の奉公先では満足に食事も与えられなかった主人公が、次の奉公先では当時の贅沢品の麦飯を十分食べさせてもらった。不思議がる主人公に先輩が「うちの旦那様は奉公人が元気でないとお店も発展しない」とお店も「お人だ」と解説した。▼元号が変わっても真理は変わらない。奉公人を社員に、お店を会社に換えるだけで、明治のセリフが令和の世でも通用する▼会社は今年も賃金減額を発表した。賃金を減額された社員が元気になるだろうか？社長は「社員が元気でないと会社は発展しない」とは考えないのだろうか？(F)



デリバリー組織の構造的な問題 第5回 会社が取り組むべき事(後編)

デリバリー組織の構造的な問題について、前回に引き続き問題を解決するために会社が取り組むべきことを考えてみます。今回は、適正な勤務時間管理に関わる問題などについて取り上げます。

稼働率の目標時間数で年間所定労働時間を超える労務管理上の問題

適切な有償稼働時間の最大値は、かいな2296号(2015年12月5日)の計算式で算出できます。今年度は年1489時間、週平均28時間です。稼働率としては70%です。目標値は異常に高すぎます。B&Pなしで案件獲得活動を行うユニットの問題

会社経営の正確な判断のためにも、案件発掘活動はB&Pをもらって行うべきです。

デリバリー活動の中で次期提案を積極的にすべきという意見もあります。が、厳密なお客様はデリバリー活動をしてもらうべき時間に営業の手伝いをするのかという見方をされる場合もあります。デリバリー費用でこれだけやっています、会社からの費用でこれだけやっています、と言えようようにしておくべきです。

無償活動時間が勤務時間に計上され難い問題

無償活動時間も含めてFLC(Full Labor Class)を順守させるのが本来です。

業務命令で社内貢献・資格取得等の活動を、定時外や土日に行うように強制することも、残業扱いしないのも不適切です。デリバリー活動だけで所定労働時間を越えるのに追加活動を当然の義務とする考えは間違いです。

裁量労働制と良識

これらの問題が続く背景には裁量労働制の悪用

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	TSDL. ISEL・System技術	大岡 義久	712-5175
本社	GTS. ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
大宮西	TSOL. 東第二TS. 第四技術部	佐久間康晴	209-8019
名古屋	GTS. 中部第二SOLサービス	板倉 浩	205-2205
大阪	GFS. 西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	505-5420
大阪	GTS. TSS. Sol&DeI PRJ推進	河本 公彦	205-5204
事務所連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/		
注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題・民事一般相談受付(要予約)		
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)		
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)		
桜木町法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503		
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号		

2020年組合年度スタート! 第66回全国大会開催 活動方針決定 組織を拡大しパワハラのない職場にしよう



2019年7月27日、品川区の南部労政会館において、日本アイビーエム支部の第66回全国大会が開催されました。

この一年の活動総括の中で、昨年9月に東京都労働委員会において、組合員資格問題が勝利的和解で解決し、バンド8以上の従業員の権利が回復されたことが報告されました。それと同時にバンド8以上の人の組合加入者が相次いでいることも報告されました。

今年度の活動方針では、第3次パワハラ貸下げ裁判に勝利することやパワハラ3点セットの撲滅運動を進めること、シニア契約社員の劣悪な労働条件を改善すること、CE部門の働き方改善を目指す、特に緊急呼び出し当番手当の新設を目指すことなどが確認されました。

今年で組合結成60周年を迎えました。決意を新たに新役員体制で取り組みます。ここに各人の今年度の活動に向けた抱負をご紹介します。

委員長 大岡義久
組合が先頭に立ち、職場の問題を解決していきます。ひとりでも多くの方を組合に迎えたいと思います。

書記長 杉野憲作
利益のために日本の法律を破る会社であってはなりません。このようなことで我慢しなくてもよい職場を目指します。

副委員長 河本公彦
一方的な会社からの理不尽な通知・通告に納得行かない方は、是非組合に加入頂き、共に闘って行きましょう。

副委員長 藤井亮己
賃金減額など会社の不当な攻撃に対して、断固闘っていきます。

中央執行委員 吉岡貴子
障害者差別をなくすことに全力を尽くします。

中央執行委員 板倉浩
個人の尊重、社会とともに、品性と良識がある会社にしていきましょう。

中央執行委員 石原隆行
本場に「社員が輝ける働く環境」が実現するよう微力ながら尽くします。

中央執行委員 神谷昌平
社会の良き規範となるような会社に再び戻す活動をしていきます。

中央執行委員 三浦裕之
TSS、特にCE部門はパワハラ3点セット・大量出向など無法地帯になっていきます。家族や老後のため、独りで悩まず組合に相談して下さい!

中央執行委員 佐久間康晴
親戚から良い会社だねと言われる会社になりたいと思います。